

認可保育園・認定こども園(2号・3号認定)・小規模認可保育園等

令和6年度
**入園
受付開始**

今年から
電子申し込みも

郵送・電子申請受付
10/16(月)～
窓口受付
10/24(火)～

問 保育課入園係

☎3647-4934、FAX3647-9290

申し込みが必要な方

- 令和6年度から新たに入園を希望する方
- 転園を希望する方
- 新たに4月から区立保育園の延長保育を希望する方
- 令和5年4月以降の申し込みをしていて入園・転園できていない方で、
令和6年度も引き続き入園・転園を希望する方(受付期間中に改めて申し込みが必要です)

保育園の申込要件を緩和します

保育利用基準における就労事由・
就学事由の該当要件の緩和

就労事由・就学事由の該当要件を、1日4時間以上かつ月12日以上
に緩和します(令和5年度までは月16日以上)。

育児短時間勤務制度の
取り扱いの変更

育児短時間勤務制度で、1日4時間以上の就労時間ががあれば、
契約時間(通常の就労時間)での指針付けをします(令和5年度までは1日6時間以上)。

掲載している情報は10月2日時点のものです。最新の情報はお問い合わせください。



受付期間や申込方法は **2面** をご覧ください